（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（委員会の運営）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

環境大臣　細野　豪志

内閣総理大臣　野田　佳彦

原子力防災会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百三十四号

原子力防災会議令

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の七の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条　議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条　副議長は、議長を助ける。

（事務局次長）

第三条　原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内を置く。

2　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第四条　事務局に、審議官二人以内を置く。

2　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第五条　事務局に、参事官八人以内を置く。

2　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（会議の組織の細目）

第六条　この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（会議の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦